



協議（1）

万引き防止啓発リーフレット 補助資料について

リーフレットの更なる活用に向けた資料として、
「スライド資料」の作成・配布を行う。





協議(1) 万引き防止啓発リーフレット補助資料について (案) 一部抜粋

資料4

令和4年度～ 中学生用

前編
万引きについて、あなたはどのくらい知っていますか。

万引きは絶対ダメ

都民の安全安心を推進する
マスコットキャラクター
みまもりいぬ

1

知っていますか？
万引きは「窃盗罪」という犯罪です。

万引きは、
代金を支払わずに商品を持ち出す**犯罪行為**です。

刑法235条の**窃盗罪**にあたり、

**___年以下の懲役
または
___円以下の罰金**

が科せられる**重大な犯罪**です。

2



考えてみよう② どのような断り方をすればよいか、セリフを考えてみましょう。

C 「ついでにとってきてよ。」
B 「度胸がないからできないのか?!」
A 「ここに書いてみましょう。」

できないよ。やめようよ。万引きは犯罪だよ。など、犯罪をしない、させない、みのがさない強い心で断ることが大切だよ。それでも断れないときは、「ちょっと待って」と言って家族や先生に相談しよう。

11

万引きだけでなく、このようなことも犯罪にあたる行為です。

①万引きされたものだと知っていて、もらったり、買ったりする。
【盗品等無(有)償譲受け罪】

②万引きされたものだと知っていて、お店やネットオークション、フリマアプリなどで売る。
【詐欺罪】

③友達の傘を勝手に持っていき、ずっと使っている。
【窃盗罪】

④自動販売機や道で拾ったお金で買い物をする。
【遺失物等横領罪】

12



協議(1)万引き防止啓発リーフレット補助資料について

資料4

連絡協議会
の協議内容

- 補助資料としてデジタルスライド資料を作成すること
- 作成する資料の内容

令和2年度以降、指導者向けの資料として「活用の手引き」や発達段階に応じた「指導案」を作成し、リーフレットと共に各学校へ配布し、学校での活用を促すようにしてきた。

近年、特に中学校から、「**現在の教育環境に合わせたデジタル教材の検討**」を求める声が挙がっている。

背景

- 一人一台端末が全都的に配備され、様々な場面で活用する学校が増えた。
- 教材自体が手元になくても、いつでもどこでも活用できることが重要、という考えの教師が増えた。

リーフレットを授業等で更に積極的に活用していただくため、デジタル化を検討する。

- 教育現場において多く使用されている「スライド資料」を作成・配布
- 現行のリーフレットの良さを引き継ぐ「ワークブック形式」